

地域の「働き方」から考える

——いまこそ労働組合の出番だ

かわむら まさのり
川村 雅則

(北海学園大学)
准教授

いまや労働者の3人に1人以上が「非正規雇用」である。とくに深刻な不況の下で苦境に立たされる地方においては、著しい低賃金・不安定雇用・無権利状態が広がっている。ここでは、北海道における調査をもとにその実態を見たうえで、労働組合が取り組むべき課題について考える。

○：はじめに

「労働組合に元気がみられない。景気の悪化で春闘の盛り上がりもイマイチ。『外』から労働組合にはっぱをかけてもらいたい」という編集部からの依頼に、いささかの驚きを感じ、急いで原稿をとりまとめた。驚いたのはほかでもない。日本労働組合総連合会北海道連合会(以下、連合北海道)非正規労働センターとの共同事業で、非正規労働者を対象に、今夏に実施した調査活動(注1)を通じて、今こそ(今こそというスローガンはいつの時代もあつたかもしれないが、それでもやはり、今こそ)労働組合の出番だと考えていたからである。

多かつた、地方公務職場で働く非正規労働者(官製ワーキングプア)、小中学校で働く非正規教員、そして郵政職場の非正規労働者の結果を報告しながら、労働組合に取り組んでもらいたいことを(禁欲的に)2点だけ述べる。

○：有期労働契約の濫用に歯止めを

イッタイ私たちには、いまや労働者全体の3人に1人といわれる非正規労働者の実態が目にみえているだろうか。昨年末の急速な景気後退で、仕事を失うと同時に住まいを追い出され路上に投げ出された派遣・請負労働者の姿をテレビでみて心を痛めたその人が、役所で働く人たちに対しては公務員バッシングのまなざしを向けている。いまや彼らの少なからぬ部分(注2)が不安定雇用・低賃金で働く非正規労働者であるというのに。

表1中の「a. 1回の雇用契約期間が6カ月以下」の割合をみると、公務職場では3割が、

表1 各職場における、1回の雇用契約期間、通算勤続年数、雇止め不安、正規雇用への転換希望、年間総収入など 単位：%

		公務 n=3325	教育 n=608	郵政 n=790
a. 1回の雇用契約期間	6ヵ月以下	30.2	8.8	80.6
b. 通算勤続年数	3年以上	58.3	49.3	61.6
c. 雇止めに対する不安	非常に不安がある	29.8	27.3	33.3
	不安がある	40.9	41.6	42.3
d. 正規への転換希望	希望している	38.1	79.8	38.1
e. 2008年の年間総収入(税込)	200万円未満	63.6	18.5	67.3
	300万円未満	89.8	47.1	91.9

注1：有効回答数(n=)は全体の数であって、各設問の有効回答数は若干異なる。
注2：eは、1年以上勤続しているものに限って算出。

表2 仕事上の不安や不満(複数回答可) 単位：%

	公務 n=3117	教育 n=577	郵政 n=757
ア. 不安や不満はとくにない	16.2	17.7	8.1
イ. 解雇や雇止め	39.6	27.2	56.0
ウ. 正職員になれない・なるのが困難	28.8	62.0	33.8
エ. 賃金・一時金が安い	38.4	5.4	34.9
オ. 正職員と同じ仕事(内容・責任)をしているのに処遇の格差が大きい	36.8	10.6	53.2
カ. 拘束時間・労働時間が長い	2.8	11.1	3.6
キ. 時間外労働が多い	3.8	18.9	2.1
ク. 朝早かったり夜遅い勤務が多い	4.3	6.2	9.0
ケ. 余暇時間や休養時間の確保が難しい	5.7	19.1	5.3
コ. 有給休暇がとりにくい	13.5	16.6	13.3
サ. 仕事がつらい	7.8	3.6	7.0
シ. 働く時間が短い	8.7	0.5	12.0
ス. 仕事にやりがいがない	5.6	0.9	11.0
セ. 自分の能力が仕事に生かせない	4.1	1.7	5.2
ソ. 教育訓練の機会が乏しい	7.2	6.1	13.7
タ. 能力の向上が賃金増に結びつかない	13.8	2.4	18.5
チ. 社会保険に加入できない	2.0	0.2	2.5
ツ. 仕事の進め方や上司の指示が悪い	11.5	3.3	26.8
テ. 職場の人間関係がよくない	8.7	2.8	13.1
ト. セクハラやいじめがある	2.4	0.3	6.1
ナ. 仕事上の事故やミスに対する懲罰が厳しい	1.1	1.6	25.0
ニ. ノルマがある	0.9		45.7
ヌ. その他	2.7	5.2	2.2

注1：ウとオは、調査によって「正社員」「正規教員」と書き換えた。
注2：ソは、教育調査では、「研修等の～」

働者・労働組

合はどう向き合うのか。怒りを共有するの、それとも、経営が困難に陥った際の、自分たちが先んじて解雇可能な「持ち駒」としてやり過ごすのか、そこが問われている。

そして、「構造改革」の本丸とされ民営化旋風の吹き荒れた郵政職場では、その数は8割に及ぶ。「c. 雇止めの不安」を抱えながら「非常に不安」だけに限定しても3割前後！)契約更新を繰り返して働く彼ら。もちろん、「b. 通算勤続年数」をみても分かるのとおり、仕事の性格は臨時的ではない。また、表1では明らか

かではないが、仕事内容が補助的・周辺的というわけでもない。この、基幹業務に従事しているという点では、全体の8割弱が1年間という相対的に長めの雇用契約で働き(もつとも、1年後の雇用保障はないのだが)、収入水準も、非正規全体の中では相対的に高い教員で、それは顕著である。「子どもたちの目には

ともあれ、業務の恒常性や基幹性に比して、雇用契約は有期で反復更新という不条理に私たちはもつと敏感であるべきではないか(なぜ半年?なぜ1年?) (注3)。政府サイド(注4)でも検討がはじまったこの有期雇用の濫用について正規労働者・労働組

均等待遇、同一価値労働同一賃金原則の実現というスローガンがよく聞かれるようになってきた。雇用形態の違いだけで深刻な処遇格差が生じていることを背景にしていることだが、とりあえずは喜ばしいことである。職務給をベースとしないわが国で、その実現はそう容易ではないとはいえ、改正パートタイム労働法で、「正社員並みパート」に限ったことではあるが、差別的な取り扱いが禁じられ、なおかつ、同法ならびに労働契約法にも均等待遇への配慮・努力義務という考えがほのかにみられる。歩みは極めて遅々としているものの、政策上の前進は

間違いなくみられる。

問題はむしろ、正規労働者・労働組合の対応、すなわち、非正規と正規との間にみられる「いわれなき格差」にどう向き合っているのか、である。非正規労働者の「声」に耳を傾けよう。

仕事上の不安や不満をまとめた表2中のオ、すなわち、均等・均衡待遇をめぐる問題をみると、郵政職場では半数がそれを訴えている。全体では3人に1人強の割合の公務職場でも、看護や介護などの専門職に限れば、その値は半数に達している（非正規というだけでなぜこんなにも格差が!?）。あるいは別の回答選択肢もみると、事業統合など定期的にも先行き不安が広がっていた郵政職場では、「イ・解雇や雇い止め」不安が半数に達していたり、非正規労働者でありながら（先の表1で収入水準の低さをみよ）課せられた「ニ・売上ノルマ」に対する訴え（45・7%）、さらに、郵便外務作業従事者を中心にみられる、「ナ・配達事

故・ミスへの懲罰」に対する不安（全体で25・0%、彼らに限ると40・6%）など、回収された調査票には、それらに対する憤懣が書きなぐられていた。

ところで、相対的に収入水準の高い教員ではこの均等・均衡待遇をめぐる問題への訴えは低い。多いのは、「ウ・正規労働者になるのが困難」という訴えである（3人に2人の割合）。もちろんそれも、教員採用試験に受かれればよいだけの話ではないかとの反論があるかもしれないが、授業・教材研究・部活指導など日々の仕事に追われていると、逆に、試験に向けた準備がおろそかになってしまふ、とはいえない目の前の生徒に対して手をぬくことはできない。そういう葛藤を抱えて彼らは働いている。いずれにせよ、収入は家計補助的で、業務は周辺の・補助的で責任もともなわない、牧歌的な働き方を非正規労働にイメー

ジするのは完全なる誤りである。ただ問題は、そこかしこに存在

○：職場の代表性の確立・獲得を

するそういった非正規労働者が私たちにみえているかどうかである。

非正規労働者のおかれたこうした厳しい状況に相反して、労働組合の組織率低下は一貫して続いている。経営の論理からみとられやすい企業別組合という組織形態に問題があるのだろうか。いな、臨時工・社外工の組織化や待遇改善に果敢に取り組んできた企業別組合を私たちは歴史の中に見つけ出すことが可能である。その意味では、組織形態の弱点に自覚的である必要は言うまでもないが、問われているのは、非正規労働問題に関して労働組合はいかなる方針を掲げ、また実際に取り組んでいるのか、多様な労働者グループが働く職場を代表した組織に労働組合はなりえているのか、であるといえよう。

もちろん、言うは易く行うは難し、である。そこで、素朴な提案として、私たちが行ったような、調査活動をまずは取り組みの第一歩として提案したい。非正規には要求も組合加入の意思もないというのは、こちら側の勝手な思い込みであり、雇用不安ゆえに声を潜めていた、労働組合を必要とする、新たな仲間を私たちは間違いなく見つけ出すことになるだろう。

期せずしてこれらの調査結果はいずれも公務（あるいはもと公務）職場で働く非正規労働者の実態であった。公務員バッシングに意気消沈することなく、社会正義の実現を堂々と掲げた労働組合の出番である、そうではないか。

（注1）報告書は12月に連合北海道より発行。
（注2）自治労の調査によれば、全国地方自治体職場には約60万人の非正規地方公務員が働いていると推計。
（注3）この点はEU有期労働指令や加盟諸国の規制を参照。
（注4）厚生労働省「有期労働契約研究会」。